

(案)

アンモニア利用機器等調査実施委託業務 仕様書

1 業務概要

本県をはじめとする行政、経済団体及び企業は、2022年2月に中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議（現名称）を設立し、水素やアンモニアのサプライチェーン構築や利活用を推進している。

水素・アンモニアの利活用分野の一つとして、従来、化石燃料を用い二酸化炭素の排出が多い製造工程の工業炉が注目されているが、モノづくり企業にとっては、製品の品質や設備の管理、コスト等が不明であった。そこで、本県では、2025年3月に水素燃料工業炉を常滑窯業試験場に整備し、同年4月より依頼試験や相談対応を開始している。

本事業は、水素工業炉に加えて、アンモニア工業炉も整備して依頼試験や相談対応に供することを想定し、その必要性及び必要事項の調査を行う。

また、アンモニアの改質による水素製造装置を開発する動きを踏まえ、設置に向けた必要性及び必要事項の調査を行う。

2 委託期間

契約締結日から2026年2月27日まで

3 業務内容

(1) アンモニア工業炉整備調査

あいち産業科学技術総合センター（設置候補場所例：技術支援部瀬戸窯業試験場（豊田市八草町秋合1267-1）、産業技術センター常滑窯業試験場（常滑市大曾町4-50））にアンモニア工業炉を整備することについての必要性及び必要事項について調査を実施する。

① ニーズ調査

窯業、金属等をはじめとした分野の県内企業を対象に、アンモニア工業炉の利用ニーズについてアンケート調査（送付先100件程度以上）等を実施する。

② ヒアリング及び文献調査

- ・アンモニア工業炉の開発状況及び導入可能時期
- ・設置場所等の条件
- ・アンモニアの運搬方法
- ・アンモニアの貯蔵、供給方法（タンク、配管等）
- ・法令・ガイドライン、安全対策（有害物質除去のための設備を含む。）

(案)

- ・整備に係る経費の概算
 - ・ランニングコスト及び保守管理費用（法令点検含む。）
 - ・必要な人員（人数、必要な資格等）
 - ・その他必要事項（職員研修内容及びその費用等）
- ③ 整備に向けた必要事項の整理及び提案
- あいち産業科学技術総合センターにアンモニア工業炉を整備する場合に、必要事項や留意すべき点等を整理し、県に提案すること。

(2) アンモニア改質器整備調査

あいち産業科学技術総合センター産業技術センター常滑窯業試験場（常滑市大曾町 4-50）にアンモニア改質器を整備することについての必要性及び必要事項についての調査を実施する。内容は県内企業の参考事例とできるものとする。

① ヒアリング及び文献調査

- ・アンモニア改質器の開発状況及び導入可能時期
- ・アンモニアの貯蔵、供給方法（タンク、配管等）
- ・法令・ガイドライン（高圧ガス製造許可を要する設備かどうかの検討を含む。）、安全対策（有害物質除去のための設備を含む。）
- ・整備に係る経費の概算
- ・ランニングコスト及び保守管理費用（法令点検含む。）
- ・必要な人員（人数、必要な資格等）
- ・その他必要事項（職員研修内容及びその費用等）

② 整備に向けた必要事項の整理及び提案

常滑窯業試験場に改質器を設置する場合に、必要事項や留意すべき点等を整理し、県に提案すること。

(3) 調査内容の周知

本事業における調査内容を周知するため、愛知県が開催する研究会等に登壇する（1回）。調査内容を共有するためのパワーポイント等資料を作成すること。

(4) 業務報告書の提出

契約最終日までに、報告書を提出する。報告書には各調査の内容を項目別に詳細に記載すること。

(案)

(5) 業務の運営管理

①ヒアリング件数

本事業全体で15件程度以上実施すること。

②統括責任者及び運営担当者の配置

統括責任者1名、運営担当者1名以上を配置する。運営担当者は、アンモニアや水素の利活用についての知見を有することを要する。

4 留意事項

- (1) 本業務と連携することで、効果的と思われる内容がある場合、委託限度額の範囲内で積極的に提案する。
- (2) 業務実施にあたっては、県及びあいち産業科学技術総合センターと十分な連携の上、実施する。
- (3) 業務内容については、受託事業者が本仕様書及び企画提案書の内容を遵守することとし、業務の実施にあたっては、県と十分に協議する。
- (4) 業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行う。
- (5) 製作物（チラシ、事業実施報告書等）の著作権は愛知県に帰属する。受託事業者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証する。
- (6) 業務実施において、個人情報等の保護すべき情報の取扱に万全の対策を講じる。
- (7) 業務実施において、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止することを目的に国が定めている安全保障貿易制度の趣旨を遵守することとする。
- (8) 当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行う。
- (9) 当該業務における打合せや会議等については、議事録を作成し、その都度、県に報告する。また、必要に応じ、通訳を行う。
- (10) 事業完了後5年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (11) 委託業務の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行う。
- (12) 本業務に関して、疑義が生じた場合及びこの仕様書に定めのない事項等については、必要に応じて県と受託事業者が協議する。
- (13) 当業務に係る費用については、県職員の出張等に要する費用を除いて受託事業者の負担とする。